

承認第3号

刈谷田川土地改良区 会計細則の承認について

令和4年3月2日 理事会で議決、令和4年3月2日 監事会で承認を得た会計細則について、別紙のとおり承認を求める。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 会計細則 第 1 条～第 3 6 条 (略) 第 4 章 帳 簿 組 織 第 3 7 条～第 3 9 条 (略) (仕訳帳の記載方法) 第 4 0 条 仕訳帳は、全て収入命令書、<u>支出命令書</u>及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。 2 (略) 第 4 1 条 (略) (補助簿) 第 4 2 条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。 (1) ～ (13) (略) (削る) <u>(14) 積立金台帳</u> <u>(15) 退職給与金要支給額台帳</u> 2 ～ 10 (略) 11 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類の、	刈谷田川土地改良区 会計細則 第 1 条～第 3 6 条 (略) 第 4 章 帳 簿 組 織 第 3 7 条～第 3 9 条 (略) (仕訳帳の記載方法) 第 4 0 条 仕訳帳は、全て収入命令書、<u>出金命令書</u>及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。 2 (略) 第 4 1 条 (略) (補助簿) 第 4 2 条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。 (1) ～ (13) (略) <u>(14) 消耗品受払簿</u> <u>(15) 積立金台帳</u> <u>(16) 退職給与金要支給額台帳</u> 2 ～ 10 (略) 11 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類の、

所在、構造、規模、数量、取得価額、<u>取得年度</u>、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。 12 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地、建物、機械等について取得価額、<u>取得年度</u>、耐用年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。 13～15 (略) (削る) <u>16</u> (略) <u>17</u> (略) <u>18</u> (略) 第43条～第55条 (略) 第7章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第56条 (略) (1) (略) (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、<u>職員退職給与引当積立資産</u>、<u>総代役員功労引当積立資産</u>、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、土地改良施設建設仮勘定、附帯事業施設、基幹施設整備積立資産、維持管理積立資産等 (3) (略) 第57条～第60条 (略)	所在、構造、規模、数量、取得価額、<u>所得年度</u>、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。 12 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地、建物、機械等について取得価額、<u>所得年度</u>、耐用年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。 13～15 (略) <u>16</u> <u>消耗品受払簿は、消耗品の受払を品目別に詳細に記載する。</u> <u>17</u> (略) <u>18</u> (略) <u>19</u> (略) 第43条～第55条 (略) 第7章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第56条 (略) (1) (略) (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、<u>職員退職給付引当積立資産</u>、<u>役員総代功労引当積立資産</u>、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、土地改良____建設仮勘定、附帯事業施設、基幹施設整備積立資産、維持管理積立資産等 (3) (略) 第57条～第60条 (略)
---	---

第8章 物品会計事務 第61条 (略) (物品の管理) 第62条 物品 <u>(消耗品を除く。)</u> の管理については、備品台帳 _____ により記録を行うものとし、第59条の規定を準用する。 第63条 (略) 第9章 補 則 (財務状況の公表) 第64条 (略) 2 (略) 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を <u>事務所の掲示板に掲示する</u> ものとする。 4 (略) 附 則(令和4年3月2日の理事会で議決) 1 この細則は、議決の日から施行し令和4年4月1日から適用する。 ただし、令和3年度の決算関係書類は改正前の様式で行う。	第8章 物品会計事務 第61条 (略) (物品の管理) 第62条 物品 _____ の管理については、備品台帳 <u>及び消耗品受払簿</u> により記録を行うものとし、第59条の規定を準用する。 第63条 (略) 第9章 補 則 (財務状況の公表) 第64条 (略) 2 (略) 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を <u>10日間公告</u> するものとする。 4 (略)
---	--

別 紙

様 式

1 財務諸表等の様式 (略)

2 事業報告書の様式 (略)

3 会計帳簿の様式

(1) 会計主要簿及び命令書の様式等 (略)

(2) 補助簿

賦課金(賦課区分別)台帳・・・・・・・・・・・・・様式16-1

賦課金(個人別)徴収原簿・・・・・・・・・・・・・様式16-2

賦課金通知書・・・・・・・・・・・・・様式16-3

納入告知書・・・・・・・・・・・・・様式17

補助金(交付金及び助成金)台帳・・・・・・・・・・・・・様式18

受託金台帳・・・・・・・・・・・・・様式19

その他未収金台帳・・・・・・・・・・・・・様式20

未払金台帳・・・・・・・・・・・・・様式21

工事総括簿・・・・・・・・・・・・・様式22

事業用地買収補償簿・・・・・・・・・・・・・様式23

土地改良施設台帳・・・・・・・・・・・・・様式24

固定資産台帳(土地改良施設を除く)・・・・・・・・・・・・・様式25

借入金台帳・・・・・・・・・・・・・様式26

その他資産負債台帳・・・・・・・・・・・・・様式27

備品台帳・・・・・・・・・・・・・様式28

(削る)

積立金台帳・・・・・・・・・・・・・様式29

別 紙

様 式 例

1 財務諸表等の様式 (略)

2 事業報告書の様式 (略)

3 会計帳簿の様式

(1) 会計主要簿及び命令書の様式等 (略)

(2) 補助簿

賦課金(賦課区分別)台帳・・・・・・・・・・・・・様式16-1

賦課金(個人別)徴収原簿・・・・・・・・・・・・・様式16-2

賦課金通知書・・・・・・・・・・・・・様式16-3

納入告知書・・・・・・・・・・・・・様式17

補助金(交付金及び助成金)台帳・・・・・・・・・・・・・様式18

受託金台帳・・・・・・・・・・・・・様式19

その他未収金台帳・・・・・・・・・・・・・様式20

未払金台帳・・・・・・・・・・・・・様式21

工事総括簿・・・・・・・・・・・・・様式22

事業用地買収補償簿・・・・・・・・・・・・・様式23

土地改良施設台帳・・・・・・・・・・・・・様式24

固定資産台帳(土地改良施設 く)・・・・・・・・・・・・・様式25

借入金台帳・・・・・・・・・・・・・様式26

その他資産負債台帳・・・・・・・・・・・・・様式27

備品台帳・・・・・・・・・・・・・様式28

消耗品受払簿・・・・・・・・・・・・・様式29積立金台帳・・・・・・・・・・・・・様式30

退職給与金要支給額台帳・・・・・・・・・・ 様式30

4 会計集計表の様式

日計表・・・・・・・・・・ 様式31

月計表・・・・・・・・・・ 様式32

精算表・・・・・・・・・・ 様式33

集計表（証拠書類用）・・・・・・・・ 様式34

様式1-1～様式16-2 （略）

退職給与金要支給額台帳・・・・・・・・・・ 様式31

4 会計集計表の様式

日計表・・・・・・・・・・ 様式32

月計表・・・・・・・・・・ 様式33

精算表・・・・・・・・・・ 様式34

集計表（証拠書類用）・・・・・・・・ 様式35

様式1-1～様式16-2 （略）

様式16-3

刈谷田川土地改良区 賦課金通知書

刈谷田川土地改良区 刈谷田川土地改良区

領 収 書

納入済通知書

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

年度 期

年度 期

年度 期

賦課基準	用途	地積 (m ²)	単価	金額 (円)

賦課基準	金額 (円)

賦課基準	金額 (円)

--	--	--	--	--

--	--

--	--

賦課金合計	
-------	--

賦課金合計	
-------	--

賦課金合計	
-------	--

延滞金	
-----	--

延滞金	
-----	--

延滞金	
-----	--

様式16-3

刈谷田川土地改良区 賦課金通知書

刈谷田川土地改良区 刈谷田川土地改良区

領 収 書

納入済通知書

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

納入者住所 組合員コード () 〒	様
-----------------------	---

年度 期

年度 期

年度 期

賦課基準	用途	地積 (m ²)	単価	金額 (円)

賦課基準	金額 (円)

賦課基準	金額 (円)

--	--	--	--	--

--	--

--	--

賦課金合計	
-------	--

賦課金合計	
-------	--

賦課金合計	
-------	--

延滞金	
-----	--

延滞金	
-----	--

延滞金	
-----	--

督促手数料					督促手数料		督促手数料					督促手数料					
合計					合計		合計					合計					
期別	金額 (円)	発行日	納期限		納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	期別	金額 (円)	発行日	納期限		納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
第1期		年 月 日	年 月 日		納入場所		納入場所		第1期		年 月 日	年 月 日		納入場所		納入場所	
第2期		年 月 日	年 月 日		口座番号		口座番号		第2期		年 月 日	年 月 日		口座番号		口座番号	
第3期		年 月 日	年 月 日						第3期		年 月 日	年 月 日					
第4期		年 月 日	年 月 日						第4期		年 月 日	年 月 日					
第5期		年 月 日	年 月 日						第5期		年 月 日	年 月 日					

第 6 期		年 月 日	年 月 日					第 6 期		年 月 日	年 月 日				
納入場所								納入場所							
口座番号								口座番号							
上記の通り納入願います。 ※この通知書は、 年4月1日現在の賦課台帳により調整した内容です。 1. この賦課の算定に不服がある場合は、この賦課処分を知った日の翌日から起算して30日以内に、理事長に対して審査請求をすることができます。 2. この賦課の算定に不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この賦課通知を知った日の翌日から起算して6か月以内に、土地改良区を被告として、__賦課の取消しの訴えを提起することができます。				上記の金額 領収いたしました。 年 月 日		上記の金額納入になりました。 年 月 日 刈谷田川 土地改良区 理事長 様		上記の通り納入願います。 ※この通知書は、 年4月1日現在の賦課台帳により調整した内容です。 1. この賦課の算定に不服がある場合は、この賦課処分を知った日の翌日から起算して30日以内に、理事長に対して審査請求をすることができます。 2. この賦課の算定に不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この賦課通知を知った日の翌日から起算して6か月以内に、土地改良区を被告として__賦課の取消しの訴えを提起することができます。				上記の金額 領収いたしました。 年 月 日		上記の金額納入になりました。 年 月 日 刈谷田川 土地改良区 理事長 様	
年 月 日 刈谷田川土地改良区 理事長 ㊟				領収 印				年 月 日 刈谷田川土地改良区 理事長 ㊟				領収 印			

様式17～様式28 (略)	様式17～様式28 (略)
(削る)	<u>様式29</u>
<u>様式29</u> 様式 (略)	<u>様式30</u> 様式 (略)
<u>様式30</u> 様式 (略)	<u>様式31</u> 様式 (略)
<u>様式31</u> 様式 (略)	<u>様式32</u> 様式 (略)
<u>様式32</u> 様式 (略)	<u>様式33</u> 様式 (略)
<u>様式33</u> 様式 (略)	<u>様式34</u> 様式 (略)
<u>様式34</u> 様式 (略)	<u>様式35</u> 様式 (略)

令和4年3月16日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫